

令和8年度母子父子寡婦福祉資金貸付金一覧

修学・就学支度・修業・就職支度（児童の就職に係るもの）については、資金を利用して修学等する児童（子）が「連帯借主」となり、借主と連帯して債務を負います。

資金種類	貸付対象及び資金内容	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	利率	
修学	母子家庭・父子家庭の母・父が扶養する児童・子	高等学校、大学・大学院・短大、高等専門学校又は専修学校で修学するために必要な経費 例-授業料、教科書代、交通費 大学等に進学する場合は生活費も対象となります。	月額 学校種別・学年別一覧表のとおり	修学期間中	当該学校卒業後6か月	原則10年以内 ※専修学校（一般課程）は5年	無利子
就学支度	父母のない児童	入学又は修業施設へ入所するために必要な経費 例-入学金、被服・履物等の購入費 大学等に進学する場合は受験料も対象となります。	学校種別一覧表のとおり		当該学校卒業後6か月	原則10年以内 ※専修学校（一般課程）・修業施設は5年	無利子
修業	寡婦の扶養する子	事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するための経費 ※特別-自動車免許の取得に必要な資金 (就職を希望しており、業務に必要な場合又は自動車以外の通勤手段が無い場合に限り)	月額 68,000円 (特別 460,000円)	習得する期間中 5年を超えない範囲	知識技能習得後1年	原則10年以内	無利子
技能習得	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	自ら事業を開始し、又は就職するために必要な授業料・材料費等 ※特別-自動車免許の取得に必要な資金 ※一括-知識技能の習得等のため各種学校や養成施設等に入学する場合の入学金など、入学に要する費用に必要な資金	月額 68,000円 (特別 460,000円) (一括 816,000円) ※一括-最大12月分相当額を初年度に貸付ける	習得する期間中 5年を超えない範囲	知識技能習得後1年	原則10年以内	年1.0% (※)
就職支度	母子家庭・父子家庭の母・父又は児童 父母のない児童 寡婦	就職するのに必要な経費 例-被服、履物等の購入費 ※特別-通勤用自動車の購入に必要な資金 (自動車以外の通勤手段が無い場合に限り)	110,000円 (特別 340,000円) (自動車購入のみの場合 230,000円)		1年	6年以内	児童の就職に係る貸付の場合は無利子 上記以外は年1.0% (※)
医療介護	母子家庭・父子家庭の母・父又は児童 寡婦	医療・介護を受けるために必要となる経費 例-医療保険の自己負担分、通院に要する交通費 医師が必要と認めた按摩・マッサージ等にかかる費用等 ※当該医療・介護を受ける期間がおおむね1年以内の場合に限る	医療 340,000円 (特別 510,000円) 介護 500,000円 (特別-所得税が課税されていない又は申請時における経済的事情が所得税非課税の者と同等程度の場合)		6か月	5年以内	年1.0% (※)
生活	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	①知識技能を習得している期間 ②医療・介護を受けている期間 ③生活安定貸付期間(配偶者のない女子・男子となつて7年未満) の生活を維持するのに必要な経費	①の場合 月額 141,000円 (①特別 一括貸付 423,000円) ②③の場合 月額 118,000円 (生計中心でない場合月額79,000円) (②③特別 一括貸付 354,000円) ※③において、養育費取得に係る裁判等に要する費用を、12月分相当額を限度に貸し付けることができる。	①5年以内 ②1年以内 ③配偶者のない女子・男子となつて7年未満で283万2千円が限度	期間終了後6か月	①原則10年以内 ②5年以内 ③8年以内	年1.0% (※)
			失業貸付期間(離職し、就労の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことができない状態で、離職した日の翌日から1年以内)の生活を維持するのに必要な経費	月額 118,000円 (生計中心でない場合月額79,000円) (特別 一括貸付 354,000円)	離職した日の翌日から1年以内 (貸付期間中に失業者でなくなった場合には対象外となる)	期間終了後6か月	5年以内
	母子家庭の母 父子家庭の父	児童扶養手当受給相当まで収入が減少した者の生活を安定・継続するのに必要な生活補助資金 (児童扶養手当を受給している者は除く)	児童扶養手当の支給額相当 月額48,050円	原則3か月以内	期間終了後6か月	10年以内	年1.0% (※)
住宅	母子家庭の母 父子家庭の父	住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は増築するのに必要な経費	1,500,000円 ※災害等により特に必要と認められる場合 (特別 2,000,000円)		6か月	6年以内 ※特別は7年以内	年1.0% (※)
			住宅を移転するために必要な経費	260,000円		6か月	3年以内
転宅	寡婦	母子家庭・父子家庭の母・父が扶養する児童・子、寡婦が扶養する子が婚姻するために必要な経費	340,000円		6か月	5年以内	年1.0% (※)
事業開始	母子家庭の母 父子家庭の父	事業を開始するのに必要な設備費、機械・材料等の購入費	3,720,000円 5,580,000円		1年	7年以内	年1.0% (※)
事業継続	寡婦 母子・父子福祉団体	現在営んでいる事業を継続するために必要な商品・材料の購入費等運転資金	1,860,000円 1,860,000円		6か月	7年以内	年1.0% (※)

(※) 利率が年1.0%の資金種類については、連帯保証人を立てた場合無利子となります。

修学資金の貸付限度額 学校種別・学年一覧表

一定以上の所得を有する場合は別途限度額があります。

月額(単位:円)

学校区分		学年	1年	2年	3年	4年	5年
高等学校 専修学校(高等課程)	国公立	自宅	27,000	27,000	27,000		
		自宅外	34,500	34,500	34,500		
	私立	自宅	45,000	45,000	45,000		
		自宅外	52,500	52,500	52,500		
高等専門学校	国公立	自宅	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
		自宅外	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
	私立	自宅	48,000	48,000	48,000	98,500	98,500
		自宅外	52,500	52,500	52,500	115,000	115,000
専修学校 (専門課程又は専攻科)	国公立	自宅	67,500	67,500	67,500	67,500	
		自宅外	78,000	78,000	78,000	78,000	
	私立	自宅	89,000	89,000	89,000	89,000	
		自宅外	126,500	126,500	126,500	126,500	
短期大学	国公立	自宅	67,500	67,500			
		自宅外	96,500	96,500			
	私立	自宅	93,500	93,500			
		自宅外	131,000	131,000			
大学	国公立	自宅	71,000	71,000	71,000	71,000	
		自宅外	108,500	108,500	108,500	108,500	
	私立	自宅	108,500	108,500	108,500	108,500	
		自宅外	146,000	146,000	146,000	146,000	
大学院	修士課程		132,000	132,000			
	博士課程		183,000	183,000	183,000		
専修学校(一般課程)			55,500	55,500			

「高等教育の修学支援新制度」等、授業料等の減免や給付型の奨学金を利用できる場合は、そちらを優先して活用してください。
一旦貸付を行った後に「高等教育の修学支援新制度」の対象となり、給付型奨学金の給付、授業料減免があった場合、支援相当額を償還してもらう必要があります。
また、日本学生支援機構又は山口県ひとつくり財団から奨学金を受ける場合は、奨学金の月額と修学資金の貸付限度額との差額が、貸付限度額となります。

就学支度資金の貸付限度額 学校種別一覧表

学校区分	貸付限度額(単位:円)	
小学校	91,600	
中学校	101,000	
高等学校 専修学校(高等課程)	※所得税非課税世帯に限り 自宅	150,000
	自宅外	160,000
	私立 自宅	410,000
	自宅外	420,000
専修学校(一般課程)	自宅	150,000
	自宅外	160,000
短期大学 大学院	国公立 自宅	420,000
	自宅外	430,000
高等専門学校 専修学校 (専門課程又は専攻科)	私立 自宅	580,000
	自宅外	590,000
修業施設 (中学校卒業者が入所する場合)	自宅	150,000
	自宅外	160,000
修業施設 (高等学校卒業者が入所する場合)	自宅	272,000
	自宅外	282,000

一旦貸付を行った後に「高等教育の修学支援新制度」の対象となり、入学金の減免があった場合、支援相当額を償還してもらう必要があります。